

大和市告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により市道の区域を次のとおり変更し、及び同条第2項の規定により平成25年8月30日から供用を開始する。なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、同日から2週間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

大和市長 大木 哲

路線名	旧	起 点	終 点	幅 員	延 長	備 考
	新					
下福田63号	旧	福田字甲七ノ区1601番1先	福田字甲七ノ区1601番31	1.82 ^m	61.41 ^m	
	新	福田字甲七ノ区1601番1先	福田字甲七ノ区1601番31	1.82~4.00	61.45	